

たつの市後援名義の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、学術、文化、スポーツ、福祉に関する事業を行う団体に対し、たつの市の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用を許可することによりその事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興並びに福祉の増進に資することを目的とする。

(許可の基準)

第2条 後援名義の使用は、住民福祉の向上又は地域社会の伸展に寄与する事業であると認められる場合に許可する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業及び第6条第1項の規定により後援名義の使用の許可を取り消された団体が行う同一の事業は、許可しない。

- (1) 政治活動、宗教活動等に関わりがあると認められる事業
- (2) 市民一般を対象としない事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがある事業
- (5) その他市長が後援名義の使用を許可することが不適当と認める事業

(申請手続)

第3条 後援名義の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援名義使用許可申請書（様式第1号）又はこれに準ずる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請者のうち、たつの市長賞の授与を希望するものは、当該申請書等にその旨を明記しなければならない。

(許可手続)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、後援名義の使用の可否を決定し、速やかに後援名義使用可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(経費の負担)

第5条 前条に規定する後援名義の使用許可をした事業のうち、たつの市長賞の授与を行うこととなった場合における当該賞に要する経費は、当該申請者の負担とする。

(許可の取消し等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義使用許可取消通知書（様式第3号）により後援名義の使用許可を取り消す。

- (1) 後援名義の使用許可後、第2条各号に該当することとなった場合
- (2) 申請に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業を実施する上で、後援名義の使用を許可するに当たり、ふさわしくない

行為があつた場合

- 2 前項の規定により後援名義の使用許可を取り消した場合において、当該申請者に損害が生じた場合は、市は、その責めを負わない。

(実施報告)

第7条 後援名義の使用許可を受けた者は、事業の終了後、速やかに後援事業実施報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。